

# 大正期における自由主義 体育思想の研究（I）

保健体育科教育教室 入 江 克 己

## はじめに

主に大正期において展開され、「新体育＝自由主義体育」と呼ばれる思想とその運動は、大正自由教育運動に支えられた体育の改造運動であった。

教育においては、先進的な欧米の自由主義的教育思想の移入とその屈折を媒介に、教育勅語に象徴される絶対主義的な画一的注入教授と形式主義的訓練に対して近代教育の原則にもとづく教育方法の確立が自覚されていった。

体育においても、子どもの「個性」、「自発」等といった、近代教育の理念を基調とした体育方法の改革が意識されるとともに、その立場から、伝統的な形式主義的、精神主義的な体育理念とその内容、方法が批判され、わが国の体育思想史に特異な時代を刻印することになった。

ところで、この自由主義体育思想は、日露戦争前後および第一次世界大戦前後における日本資本主義の全般的な危機を背景とした体育の近代化政策を客観的基盤とし、明治30年代から昭和5年前後の約30年間にかけて成立し、展開された。

本稿では、体育政策との関連において日露戦争前後の、いわゆる「新体育」論の検討とともに、自由主義体育思想の成立過程とその思想的特質を明らかにしたい。<sup>1</sup>

## 1. 体育の近代化政策と「新体育」理念の提起

### (1) 「体操遊戯取調委員会」の性格

ごく一般的には、近代国家における政策的領域としての「体育」の成立とその近代化の過程は、産業革命期に特徴的であるように、個別資本による徹底した労働力の喰潰と磨滅の進行することが近代国家の維持と存続にとって決定的に不利である、という歴史的な認識が成立し、軍事的にも、産業的にも、「体力」の保全と再生産が要求される時点においてはじめて契機づけられると云える。

しかし、わが国のように労働人口が都市人口として再生産される度合が少なく、労働力の殆んどが農村からの「出稼労働」に求められ、さらに前近代的な工場労働と競合して「結核女工＝婦村女工」→「農村結核」→「壮丁体位＝国民体力の低下」という相対的關係が支配した天皇制絶対主義国家においては、体育の近代化は抑止され、前近代的、半封建的な体質を色濃くもつことになった。そのために、体育の近代化は、軍事的・経済的危機意識を背景に「壮丁体位＝国民体力の低下」の防止と体力の合理的再生産の方法をめぐる問題として、はじめて国家政策のそ上にのぼるこ

とを特徴としている。日露戦争前後および第一次大戦前後は、まさにそうした時代であった。<sup>2</sup>

日清、日露の両戦争を契機に、日本資本主義は、過早な帝国主義段階に移行した。欧米の帝国主義諸国との市場＝領土分割競争が激化するなかで、日本の帝国主義的進出を積極的、かつ合理的に遂行する能力をもった活動的な新しい「大国民」が、次第に要求されるようになった。

この要求は、従来の「臣民」教育から「国民」的であると同時に、「世界」的な「公民」教育という、いわば国民教育理念の転換となってあらわれ、体育においては膨張しつつある大日本帝国の要求する「大国民」の形成、実業戦争と軍事的戦争に勝利を得る、という立場から「身体機能」の近代的、合理的陶冶が意識され、「国民体育の振興」、「体格の改善」、「衛生の重視」等が基本理念として提起されていったのである。その結果、帝国主義的競争に耐えうる人材の育成と「体力」の近代的、合理的形成の観点から、従来の伝統的な注入教授と形式的、画一的な普通体操、兵式体操中心の体育理念ならびに、その内容、方法が部分的にはあれ政策決定の側によっても批判されることになった。この傾向は、すでに日清戦争中の明治27年に井上毅によって公布された「体育及衛生に関する訓令」のなかにみられる。

同訓令は、その第一条において「体育は及ぶだけ活発なる運動を課するを要すべく、普通体操に於いても兵式体操と同じく、手足及全身筋力の運動を活発にし、気血の代謝を促すと同時に生徒自個に於て意気快活を覚ゆるの効果あらしむべし。

体操の弊は死法に流れ態勢を整へ正すが為に許多の時間を費し却て生徒をして厭倦の気を生ぜしむるに至る。此の如きは却て体操の精神を失ふものなり」と「活発」、「意気」、「快活」といった観点から形式主義を批判せざるをえない状況であった。<sup>1)</sup>そして、明治33年の「小学校令」の改正と「同施行規則」、明治37年の「体操遊戯取調委員会」——以下「取調委員会」——の設置は、そうした政策的転換の具体化であった。

小学校令は、「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」<sup>2)</sup>(第一条)と教育を規定し、同施行規則においても次のように述べている。

「道德教育及国民教育ニ関連セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授シ反覆練習ニシテ応用自在ナラシメシコトヲ努ムベシ」<sup>3)</sup>

ここには、国家主義的イデオロギーと同時に、実用主義的な原理によって各教科内容を再編しようとする意図が示されており、「体操科」の規定にもこの立場は、反映されている。同施行規則は、特に実用主義の観点から、尋常小学校では兵式体操を省き、遊戯を採用すべきことを規定している。

「体操ハ身体ノ各部ヲ均斉ニ発達セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守リ協同ヲ尚ブノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ適宜ニ遊戯ヲナサシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ授クベシ

高等小学校ニ於テハ普通体操ヲ授ケマタ遊戯ヲナサシメ男児ニハ兵式体操ヲ授クベシ」<sup>4)</sup>

この旧来の体育を合理的、実用的に再編する全般的な方向は、「取調委員会」において確認されることになった。同委員会は、日露戦争後の体育経営にかかわって新たに要求される軍事的・産業的身体機能の陶冶についての合理的方策をさぐることを目的として設置されたのであるが、欧米の先進的体育思想の紹介者であり、明治体育の改革論者でもあった高島平三郎、坪井玄道、可児徳、井口めぐり、川瀬元九郎等で構成された「取調委員会」による「科学」的、「合理」的なスエーデン体

操への移行、遊戯教材の大幅な採用は、身体機能の「科学」的形成とともに、従来の「静」的身体機能から「応用自在」な「動」的身体機能への要求に応じたものであった。<sup>3</sup>

さらに、遊戯教材が「児童の活動的衝動を満足せしめ運動の自由と快感とによりて体操科の目的を達し特に個性及自治心の発達に資する」という観点から導入されたことにみられるように、体育を「自由」、「個性」、「自治」といったリベラルな理念のもとにとらえようとする、従来にはない、新しい近代的な方向をみてとることができる。<sup>5)</sup>

「取調委員会」のこうした一定の近代的な体質に対して、陸軍歩兵操典あるいは体操教範にもとづき体育を軍事的に再編しようとする軍部の圧力によって設置された「文部陸軍合同調査会」(明治40年設置——以下「合同調査会」——)は、軍事型身体機能の形成を要求することによって「取調委員会」の自由化政策を国防＝内治的見地から抑制することにその意図がおかれていた。このことは、同時に、軍部のまきかえし工作を意味するものであった。こうして、明治30年代以降において体育の近代化と軍事化政策は、根本的には相互に対立し、矛盾することはなかったが、大正期において民本主義思想と自由教育運動の影響化におかれることにより、互いに錯綜しながら展開されることになる。その意味において「取調委員会」は、改正小学校令以後の全般的な近代化傾向を基礎づける契機となった。

## (2) 樋口の「活動主義」、「自学主義」と体育思想

先述したように、改正小学校令、取調委員会による体育の近代化政策を客観的条件としながら、伝統的な「臣民」的教育の理念にもとづいた、体育方法の弊害が指摘されるようになった。たとえば、寺田勇吉は、兵式体操があまりに形式にはしりすぎ、「器械」的に兵卒を「管理」するかのごとくである。その結果、「生徒ハ其規律ノ煩細ナルニ堪ヘズシテ内心不平ヲ抱キ機ヲ得テ不平ヲ洩サントスルニ至ル」状態であり、そのことが、「我邦諸学校ノ一大病弊」である学校騒動の主たる原因となっている、と批判している。<sup>6)</sup>

ここで、明治公教育の教授理論に大きな位置をしめ、体育における形式主義、画一主義的教授の根源となったヘルバルト派教育学について若干ふれておく必要がある。

ツィラー、ラインに代表されるヘルバルト派教育学は、明治20年代にハウスクネヒト、谷本富、湯原元一等によって移入、紹介され、明治30年代に定着をみた。

ヘルバルト派教育学にあつては、教育方法を「管理」、「教授」、「訓育」の三領域に分け、子どもの意志、感情に働きかけ、教授される知識と一致した意志の形成を目的とした「訓育」に重要な価値を与えたが、本質的には、品性の陶冶に有効な知識を与える「教授」が教育の中心的地位をしめた。そのため、体育は、子どもの欲望、行動を抑え、秩序を保つことを目的とした、教授の前段階としての「管理」領域に位置づけられることになった。しかも、ツィラー、ラインは、「民族共同体」の形成を基本原理として教育目的、内容を決定し、その教授過程は、予備、提示、比較、統轄、応用の形式的段階をとる、としたのである。

この教授理論は、ヘルバルト自体がペスタロツチの「直観から概念へ」という教授理論を継承し、「興味の多面性」を認識主体(子ども)と認識対象(文化、教材)の統一的概念としてとらえ、主体の解放を志向した教授理論とは異質のものであった。その結果、「教授は所与の内容の価値を失った段階への適用の技術」<sup>7)</sup>へと変質し、近代の教育理念における主体形成は失われることになった。

この特徴をもつヘルバルト派教育理論は、わが国の絶対主義的な公教育体制において教師中心の形式化した教授観の確固たる基礎をおくことになった。ところで、そうしたヘルバルト派教育理論

における形式的、注入教授に批判を加えたのが、東京師範学校付属小学校訓導の樋口勘次郎であった。樋口は、「明治維新以来教育ノ運日進月歩スト称スレドモ道義ハ益々地ヲ払イ知識ハ拡張シ芸術ハ発達シタルニ相違ナキモ人々益々意志薄弱ノ軽躁漢トナレルモ無用ノ学者ノ輩出スル無頼ノ書生ノ続出スルモ教育カ身体ヲ薄弱ニスルヤウニ見ユルモ皆広キ意味ニ於テ教育ニ統一ナキニ原因スルコト多シ」<sup>8)</sup>と批判する一方、「教授スル諸種ノ教科ヲ成ルベク関連セシメ」<sup>9)</sup>の必要があると「統合主義」を提唱した。そして、ヘルバルト派教育学における「管理」に対し、次のような批判を加えたのである。

「ヘルバルト派教育学にては、教授の予備をして管理の大に必要なことを説くけれども予は反対の意見を有するなり。ヘルバルト派の唱うるが如き管理は、小学校に於ては、真に必要なきのみならず、却て誤解を来して害毒を流すものたることを恐るなり。教授を施さんとするには、まず教場に於て一定の秩序を立て、注意を一点に向わしめざるべからず。児童の我儘、例えば教室にありて種々なる手いたずらをなし、或は故意に靴音を高くして以て自ら快とし、甚だしきは喧嘩をなすが如き、之を抑うるに命令を以てし、之を威すに威厳を以てし、盲目的に服従せしむるにあらずばいかにしてか教授をなすことを得んといひ。之同派の主張するところの学説なり。此説は多くの教育者に信ぜられ、盲目的服従は至る所の学校に強行せらる。かくて児童の活動は、厳に剋制せられ、児童は何故にさまざまの規則を守らざるべからざるかを解することなく、従いて自己の内心より出でたる自治心によりて謹慎するにあらずして教師の威嚇又は懲罰を恐るるが故に、殆ど偶像同様に萎縮し終れり。」<sup>10)</sup>

そして、「大人にすら堪えがたかるべき姿勢動作を幼童に強いて其の身体活動を抑え、児童の心理に合せず、ただ教師の論理によりて組織したる教案の範囲を脱し、秩序に反する疑問は一切拒絶して其の研究心を殺し」<sup>11)</sup>てしまう教授法に対して、「生徒の自発活動により教授せざるべからず。」

「児童をして喜びて学ばしめよ。学問は遊戯的になさしめよ。愉快を感じつつ、内部より起るところの活動は強く、随って発達も亦著しければ」<sup>12)</sup>と活動主義にもとづく教授の原則を主張した。

こうした近代的教育思想をもつに至った樋口にとって絶対主義的な体育は、当然のことながら批判されなければならなかった。彼は、森有礼の思想に象徴される精神主義的、形式主義的な兵式体操、陸軍体操を「压制主義」、「器械的訓練」主義であり、「為に児童の一嘖一笑も、規律を乱すものとして、可責叱咤するに至り、果ては児童をして学校にありては、又特に体操の時間に於ては、自己の身体を処理する権能なく一に教師の号令に服従すべき者の如くに思はしむるに至り。放縦なる児童豈嫌悪の情を起さざらむや」<sup>13)</sup>と指摘した。

この批判を通して、樋口は、体育における大筋主義の誤りを指摘すると同時に、近代的な体育観を明らかにしている。

「通常所謂体育とは身体諸筋肉を発達せしむることのみ用ひて、更に脳及神経系統に関係せざれども、脳及び神経系統も亦身体の重要部分なれば、之を発達せしむることも一種の重要な体育なるべきは明らかなり。之を発達せしめるためには、種々なる現象を感覚或は知覚せしめ、知識となし、感情を起し、意志を生ぜしめ、而して之を発達せしむにあり。」<sup>14)</sup>

樋口は、「活動主義」、「統合主義」教育論と近代的な体育観を背景にしながら、従来の「管理」的、「訓練」的性格をもたされていた「遠足」を実物教授と実践的教育の場としてとらえなおし、自由遊戯などを内容化した「飛鳥山遠足」実践することによって、その教育的価値を自ら明らかにした。

一般に、学校行事としての遠足は、明治初期においては単なる慰安的な性格の行事であったが、

明治10年代以降には、兵式体操を模倣した「行軍」と体操を行なう運動会をかねた校外行事に変容していき、次第に軍隊方式による「精神訓練」の手段としての意味あいをもつようになった。特に、森有礼により国家の祝祭日の儀式と体育、行事が結びつけられ、管理・教授・訓育の相互が有機的な関連をもちながら、全体として理性を超越した天皇＝国家に対する絶対帰一の忠誠的心情を拡大再生産するという天皇制思想の教化的機能を果すことになった。その行事において子どもの自主的、主体的な学習活動が保証されえなかったのは、自然のなりゆきであった。

彼は、遠足のこの一般的な性格に対し、その教育的意義を対置させたのである。

「世界を大学校とし、艱難を良教師と観たる先賢を許さば、余をして郊外は良教場なり、遠足は良体操なりというを得しめよ。山を攀じ、野を走り、新鮮の空気を呼吸し、四肢を快活に運動す、是豈体操にあらずや。蒼天の屋、山林の壁、青草の席、岩石の床、自然を書とし、自然を筆とし、自然を白紙とし、自然を硯とし、耳にきき目によましむ。良豈教室ならずや。」<sup>15)</sup>

この樋口の「活動主義」的教育理念の立場から展開された近代的な体育論は、何をその意図として提起されたのであろうか。彼の究極的なねらいは、国家社会主義の観点から欧米の帝国主義諸国に伍して日本の海外進出を実現しうる「大国民」と機能的身体の形成にこそあったのである。

「今後若し、かゝる教育法の久しく継続せらるることあらば、進取の氣象日に月に消磨し、国民の元気は年々歳々沮喪して、東洋の先進国を以て自任する日本も、遂に他国の凌駕を忍ばざるに至らむ」<sup>16)</sup>が故に、教育方法の改革がさし迫った課題として意識されたからにほかならなかった。

### (3) 谷本富の国家主義と「自学主義」的体育論

明治20年代にヘルバルト派教育学の5段教授法の普及に大きな役割を果たした谷本富は、明治31年に「将来の教育学——一名国家的教育学卑見」を著し、自ら国家的教育学へと転換していった。

彼の国家的教育学とは、(1)児童に国家の将来を伝え、「国民」として形成すること、(2)「国民」という資格をもった者を「国家」という「機関」において適当な位置を与え、国家に服従させること、を目的としたものであった。彼は、大日本帝国の発展を支える精神を養い、絶対帰一の意識に結ばれた「国民」の形成を根本理念として、ヘルバルト学派の心理学、倫理学が個人主義的であると批判するとともに、体育を「管理」領域に位置づけ、その教育的機能を否定したヘルバルト派理論に対し、体育を「教育」の範疇においてとらえるべきであるとした。

「今の小学校令の第一条には『児童身体の発達に留意し』と書いてあるが、あれは体育ではない。

児童身体の発達に留意するだけでは意味がきわめて薄いゆえ、小学校は体育を施すを一番手にもって行きたい。自分は會てヘルバルト教育学説を鼓吹したことがあるのでそれを知っている諸君は自分が昔主張したことと今言ふことが著しく違っていると言われるかも知れない。如何にも論理上から言えば体育はあるひは教育ではないと云はれるであらうが、今日では体育を教育の中に入れては行かない。これまでの説は悪かったから今後は止める。兎に角小学校令に於ては『体育を施す』と書いて貰ひたい。」<sup>17)</sup>

谷本のこの主張は、実用主義的教科として体育を再評価し、小学校令においてこの性格をより一層明確に規定すべきことにその意図がおかれていた。また、彼は、アメリカのサーチの「理想の学校」をモデルとして学校改造の10ヶ条をあげ、その1ヶ条に「学校は身体、智力並びに道徳共に通じて健全ならんことを促進するを要す」べきことをあげている。そして、彼は、明治教育に顕著な(1)個性を重んぜざる事、(2)自主自重の精神の欠如を批判し、「自学輔導」を主唱したのであったが、その自学主義も、天皇制国家に盲目的に追従する「臣民」ではなく、「自由の服従を為す所の人

間」の育成という前提がおかれていた。<sup>5</sup>

谷本も樋口と同様に、日露戦争後の帝国主義的競争に意欲的に参加しうる身体を要求したのにほかならなかったが、高島平三郎の思想も、そうした樋口、谷本の思想的系譜に求めることができる。

#### （4）高島平三郎の「人格主義」と「自動主義」

高島平三郎は、その主著「体育原理」(明治37年)において伝統的な体育とヘルバルト派教育理論の批判を通して、「自動主義」、「活動主義」を理念的背景としながら体育の近代化論を展開した。<sup>6</sup>

彼は、「維新以後に行はれたる体操は其の初め何れも単純に欧米の方法を模倣せしに過ぎずして之が実行亦甚だ盛なりと云ふ可らず。況んや其の理論的研究の如きは今日に至るまで殆んど進歩を見ざるなり。然れども今や我が国民は強大なる生存競争の経験を重ねて身体を教育することの必要を感ずること漸く深く運動の実行日に月に盛んに実際の体操書の出版せらるゝこと所牛汗牛充棟ならんとせり」<sup>18</sup>としているが、「世人動もすれば体育と体操を混同し、体操は即ち体育なりと思惟するものあるは、大なる誤解なり」<sup>19</sup>と体育の思想的問題を指摘している。

高島にとって、批判の対象とならなければならなかったのは、何よりもヘルバルト派教授理論であった。

「ヘルバルト派の教育に於ては、体育は学校教育以外のものなりとするが故に、特に運動教科の教授法に論及するもの甚だ少なく、他の教科の教授法の盛んに研究せられて、著るしく進歩し、教授の如き細微の点に至るまで明らかめられたるに拘らず、運動教科の教授法は、依然として非科学的、不自然的たること免れざりき。」<sup>20</sup>しかも、「ヘルバルト・ライン等の立てたる教授を直ちに運動教科に適用せんことは、殆んど不可能なるのみならず、仮令形式上強ひて之を適用したりとも、無意味の煩雑を来すに過ぎざるべし。何となれば、ヘルバルト一派の教段は心理的並に論理的順序に基き、被教育者をして新事実の統覚を得るに便ならしむるを以て目的とせるものなれば、其の主とする所は、心理的法則に在れども、身体教科に於て立つ可き教段は、統覚を以て目的とす可きにあらず。

何となれば運動教科は児童の身体活動が自然の法則に従ひて、適当に行はれ、其の身体に善良なる影響を興ふることを期するものなればなり。故に運動に於ける教段は、其の主とする所、生理的法則に在りといふ可し。然れども心理法則の実行が、心理作用を伴ふことは、疑ふべからざる事実なれば、生理的法則に據りて立てたる運動教科の教授段階が、運動技能の授興上心理法則に並行すべきは、言ふことを待たざるなり。」<sup>21</sup>

この批判の上に立って高島は、「学校教育の根本問題は、身体の健全及び其の完全発達よりして、一面には訓練によりて道徳品性を養ひ、他面には教授によりて多角的興味及び多角的技能を興ふるにあり」<sup>22</sup>と教育の基本的性格を規定し、体育を「人格修業」の立場から、「普通教育に於ける体育は、人格修養の一大事業に属する」<sup>23</sup>が故に、「実に人として当然に具ふべき体力を養ふに在り。」<sup>24</sup>また、「其の発動的に身体を動かし、筋肉の増大は勿論、すべての機関の活動をすゝめ全身の強壯美を加へ、且つ其の発動を助け、四肢の運動をして、敏活に目的に適應せしむる」<sup>25</sup>ことであるとしている。

そして、彼は、運動の領域を(1)規則運動……(普通体操・兵式体操)(2)自由運動……(遊戯・散歩・跳躍等)(3)技術運動……(スポーツ)等に分類し、基本的には体操と遊戯を並行させながら、各領域の教育的価値を次のように指摘している。

(1)体操～「全身筋肉及び諸機関の調和的発達」、「意思の修業」、「秩序と服従心」の養成にある。

(2)自由運動～「各自の意思のまゝに動作するが故に、体操に比すれば、運動の種類及び其の変化非常に多く、よく体操の動作の及ばざる点を補ふこと」にあり、また、「想像の自由発動」と「共同

一致の精神」の形成にある。

(3)技術運動～主に「全身の均斉的発育」,「活発なる快感の生起」,「鍛練」,「勇気」の陶冶にある。高島は、これらの教材が「全く感覚機関の完全を予想する」教授において児童の「発育」に即応し,「其の運動の目的を知らしめ」,「発動的」,「活発的」に学習されるべきことを指摘し、自動主義、活動主義を強調したのである。<sup>26)</sup>

彼は、教授過程を(1)予備運動、(2)本運動、(3)終尾運動の3段階としてとらえ、ヘルバルト派の応用段階は、「一教授単元の終りに置く」必要はなく、日常的に運動会や遠足等に應用されるべきであると述べると同時に<sup>27)</sup>「凡そ教授に貴ぶ所は、各教科の連絡を計りて、甲の教科は乙の教科と互に相補助せしめ、以て被教育者の精神界に堅固なる統一的智能を興ふるに在り」<sup>28)</sup>と「統合」の重要性を指摘した。

高島は、このように「自動主義」,「活動主義」にもとづく近代的な体育思想を明らかにするとともに、「単に生理解剖衛生等の諸科学に興味を有するのみならず之と共に倫理心理教育社会生物等の諸科学に注意し是等の知識を基礎として身体を研究するに至らんことは著者の特に希望する所なり」<sup>29)</sup>と体育の科学化を提起したのであった。

これらの思想的意義をもつ高島の体育論において全く限界がないわけではなかった。彼の近代体育論もその根底において欧米列強に対する危機観に支えられた訓育論と機械的身体論を軸に主張されたのであった。

彼は、「生物に存する勢力は、無生物に存する勢力と類を異にせるものにあらずして、唯前者に比して頗る複雑なる組織を有するが故に、其の発現する勢力も、亦頗る靈妙なるを見るのみ。故に生活現象は、其の初め、理化学的作用に抵抗して、よく生物体の存在を保つものなり」<sup>30)</sup>と「生活現象」をとらえ、「人類生活の状態」も他の内燃機関と同様に「一種の燃焼作用」であるという明らかに機械論をその発想としている。<sup>31)</sup>

「生活現象は、全く自体を消耗する所の燃焼、又は酸化に外ならずして、營養品の摂取は、即ち燃焼及び酸化に原料を供給するものなり。是れ即ち人類生活の状態なりとす。」<sup>32)</sup>

この立場からすれば、体育は、「生活体に特有なる代謝機能をして活発ならしめんとするに他ならず」<sup>33)</sup>との結論が導き出され、しかも、優勝劣敗、弱肉強食の支配する世界において、その教授は訓練的に行われなければならなかったのである。彼は、「国防上より体育の必要を論ず」のなかで次のように述べている。

「今日の世界は、兵力の世界なり。兵強ければ国強く、国強ければ、其の国民は世界何れの處に至りても、其の権利を伸長して、其の志す所を成し得べし。」<sup>34)</sup>それ故に、「苟も国民たるものは其の兵式たると然らざるとに論なく、所謂国民皆兵の主義に基き、努めて体育を励み、強健なる身体と共に活発なる精神を養ひ、一目緩急あらば、義勇公に奉ずるの心掛けなかるべからず。実に体育は、国民の元気を振ひ、愛国の精神を養ふに、最も適切なる方法なりとす。」<sup>35)</sup>

高島の思想も、ヘルバルト派教育学の論理から基本的に脱却しえず、国家主義的立場からの体育の再編論に終始することになった。だが、彼の提起した体育論は、それまでの形骸化した体育に対して一定の批判となりえたし、また、以後の近代的な体育論を成立させる思想的契機となったことも否定しえない事実であった。

#### (5) 明治体育批判と「自動主義」,「個別主義」

明治30年代において樋口、谷本、高島などによって主唱された「自動主義」,「活動主義」体育の理念は、明治40年代に入り旧来の体育に対する批判的視点として次第に定着していった。

明治43年に東京帝国大学で体育研究会主催による「体操遊戯講演会」が開催されているが、そこでは「個性」、「自発」、「自覚」、「興味」といった観点から伝統的体育の実情がさまざまに批判されるに至った。

小野泉太郎は、「体操科の実際」のなかで、「現今の体操演習、音楽遊戯、就中体操演習といふことは、其運動が厳密の形式を以て号令に従って動作するからして、受動的に——受身的に身体の活動を機敏にする。是は練習には誠に宜しいけれども、発動的の運動即ち自分の意思から全然出た運動をするには適しない運動である。で教師は斯ういふ種類の運動に対しまして、成るべく注意して、受動的なものを自発化とでも言ひますか、自発化せしむるといふだけの注意を有って居なければならぬと同時に、一方に於ては、競争遊戯運動を奨励することを必要とします。で体操終局の目的は、体操は自分自身の体操である、人の体操でない、教師の体操でない、自分自身の体操であるといふことを悟らしむるといふことになる」<sup>37</sup>と「自発」、「自覚」の必要をあげ、さらに、個性の尊重すべきことを指摘している。

「生徒を自然に自分の考に基いて其型に入れて了って、融通の利かぬ者にして、総ての生徒をして体操に関する個々の個性を発見せしむることを忽にして了って居るといふことがあってはならぬ。

時とすると、此弊がないでもない。体操に於きましても、一般に教育と同じく体育は体育だけでも其中に矢張個性を発見せしむることがなければなりません。是は精神上のことばかりでなく身体上のことがさうでなければなりません。それで体育上に於ても個性を発見せしむることがなければならぬと思ひます。」<sup>37</sup>

その他、主な批判論をあげてみる。

従来の体操は、「単に基本的形式に拘泥するのみならず、其内容たる生理的形式にも拘泥して居るやうに思はれます。さうして形式のことばかり心配して居って実質的でないといふ点が、どうも多いうように感ぜられます。言葉を換へて言ひますと鍛練的でない。又充實的でない。」<sup>38</sup>しかも、「其効果を直接生徒に感ぜしめて居らぬ。其効果を感じしめるといふことは是非常に必要なることである。——中略——それで是非生徒に直接の効果を感じることが少ないやうである。却て遊戯といふ方に於て其効果を感じて居るやうな傾きもあります。是は教授上大に注意を要すべき点であると思ひます。それ等の方法に就ては随分御考案もあられましようが、要するに心身発達上の成績効果を揚げて直接に其力を自覚するといふまでに至って居らなければなりません。それですから其教材は勿論児童発達の程度に依てやるといふことは当り前の話です。」<sup>39</sup>——西野辰五郎「普通教育に於ける体操科の方針」

運動においては生理的作用と心理的作用は、相互に「人格」の活動として統一されており、この立場から体操科教授の原則が明らかにされないまま、「型ばかりを真似て魂の宿って居らない所の体操教授」<sup>40</sup>が支配している。——横山栄次「体操教授の教育における位地及其心理的研究」

「どうも従来の体操界の思想の一弊として、余り此体操を機械的に取扱ひ、統一し過ぎたやうな傾きがある。例えば亜鈴体操とか或は徒手の連続体操とか球竿とか斯う云ふやうな体操なども或る一二の人が拵へたのを、それを何處迄も何處へ往つても、それをやる。それをやって居らなければ、どうも体操が違って居るといふ風に、如何にも体操と言へば、もうチャント一つと極つたもので、一番始めには斯う云ふことがある、其の次には何であると云ふ風にチャント極つたもの、やうに、窮屈に考へて居つた。夫故に、其の点に就いては何處の学校へ行つても余程統一を得たやうであつたが、私はさう云ふ風な細かな統一は余り必要がなからうと思ふ。夫等の点に就ては、却つて各学

校でそれぞれ組織した方が宜かろうと思ふ。」<sup>41</sup>——山口西三郎「体操の統一に就て」——

#### (6) 「新体育」論と訓育主義

明治30年代以後の新体育論および明治体育批判論は旧来の形式主義、画一主義的体育を批判する一方で、訓育的体育が主張されたことに特徴がある。樋口、谷本は云うまでもなく、高島もすでにみたように訓育的体育を論じた。

「今運動教科に就きて考ふるに、其の直接の目的は運動の技能に在りと雖も、其の技能を授くるの精神は、必ず訓育的ならざるべからず。」<sup>42</sup>

「これ体育の目的が、単に身体健康を謀るに止まらず、訓練の目的をも包含するものなるが故に、一方身体修練と同時に、訓練の目的をも、必ず成功せしめんことを期せざるべからず。而して体操時間と他の時間とは、之を明かに区画し置かんことを要す。即ち、体操時間の始めに於て、『是れ、より体育に取り掛るのである、団体的の仕事をするのである、』と云ふ、著しき決心を促さしめざるべからず。——中略——児童をして『是れより共同的事業を為す所に行くものなり、吾々は姿勢を保つべき良き習慣を作り、以つて身体修練を行ふものなり。』と云ふことを自覚せしめ、以つて注意と興味とを惹起せしめざるべからず。」<sup>43</sup>

日露戦争後の帝国主義的要求が、体育により一層反映されるにおよび、訓練、鍛練がより合理的、近代的に「自動主義」、「活動主義」教授の過程において実現される必要があった。こうした訓育的体育は、いわゆる新「学校」においても実践されていった。明治34年に姫路師範学校の校長に就任した野口援太郎は、森有礼流の精神主義的な師範教育に対し、(1)人格教育、(2)自由自治教育、(3)体験的労作教育・鍛練教育、(4)宗教教育を主な教育理念にかゝり、特に鍛練を重視して「強健ノ身体ト堅忍不拔ノ意志」をもち、「実行ニ果敢ニシテ進取ノ氣象ニ富ミ」、「絶エズ心カヲ勞シ体カヲ役シ」ことを「理想ノ教師」とした。そして、教職員を含め、全学的な水泳実習、六甲山競争などをカリキュラムにくみこみ、実践している。<sup>44</sup>また、静岡師範付属小学校でもこの訓育的立場から「団体的精神——秩序規律、協同、自治等の精神——を養うに足るべき団体的遊戯」として子どもたちの遊びを組織し、発展させた。<sup>45</sup>

以上のように、日露戦争前後の「活動」的人間の形成を基本理念とし、体育方法、内容の改革を提起した新体育論は、究極において民衆を半封建的、抑圧的な教育から解放するという課題と結合したルソー、ペスタロッチ等の近代教育の思想的系譜において展開されたのではなく、あくまでも帝国主義的な海外進出を遂行すべく、ブルジョアジーの立場から明治絶対主義教育体制を改良するために成立したものであった。これは、樋口、谷本、高島等の体育論が共通して社会ダーウィニズムを思想的基盤とし、それに支えられた「体力」形成におかれていることに表明されている。しかも、この思想構造は、ナショナリズムを媒介に触発され、侵略主義に結びつくことによってやがて帝国主義的發展を合理化し、支持する体育論へと結実していったのである。<sup>7</sup>

## 2. 大正デモクラシーと自由主義体育思想の成立

### (1) 臨時教育会議の設置と「兵式体操ニ関スル建議」

日露戦争を契機に過早な帝国主義段階に移行した日本資本主義は、大逆事件に象徴されるように社会主義運動の“冬の時代”を迎える一方、経済的には、慢性的な恐慌状態に国際恐慌が加わることによってその矛盾を拡大させていった。

帝国主義諸国間の矛盾の爆発である第一次大戦（大正3年～大正7年）は、そうした慢性的恐慌から脱出する好機であったが、大正9年に再び反動恐慌におそわれることによって農業恐慌をもたらした。その結果、農村の底辺に広範な貧困層を形成すると同時に、都市貧困層を増大させ、ロシア革命（大正6年）、ドイツ革命（大正7年）など、国際的な社会主義運動を反映して米騒動（大正7年）、小作争議、ストライキの続発等労働運動を最も発展させることになった。この政治領域における民衆の台頭は、日本資本主義の急速な発展によって成長した独占ブルジョアジー、都市の新中間層を社会的基盤として、こゝにいわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる時代を形成することになった。この「大正デモクラシー」は、明治10年代の自由民権運動に次ぐ、「第二の国民的基盤における民主主義運動」<sup>46</sup>であり、「日本資本主義が帝国主義への転化を遂げていた段階に、都市の産業ブルジョアジーを指導層として、労働者、農民、勤労小市民を基盤として展開せられた民主主義的大衆運動」<sup>47</sup>であった。<sup>8</sup>

第一次大戦前後の「民本主義」を基調としたこの運動は、旧来の絶対主義グループとの勢力的不均衡をもたらし、天皇制絶対主義体制を動揺させる客観的条件となった。そのため、旧絶対主義勢力は、後の普選実施と同時に、治安維持法の制定（大正14年）にみられるように独占ブルジョア勢力と相補的な関係を維持するために、従来の天皇制体制を修正、再編することを余儀なくされていたのである。

大正期における体育政策は、この両勢力の矛盾と葛藤を忠実に反映し、寺内と原に代表されるように総体としての教育政策とのからみあいのなかで体育のブルジョア化傾向と軍事化傾向が決定的な対立をみることはないながらも、相互に錯綜しながら、しかも補完的な関係を保ちつゝ全体としての帝国主義的体育に向っていったところにその特徴がある。

ところで、寺内内閣によって大正6年9月に設置された臨時教育会議は、デモクラシー運動によってもたらされた天皇制体制の動揺を防ぎ、天皇制思想を国民的思想としてどう統一するか、国民教育の軍事的再編を通してその思想的基盤をさぐることを主な目的としていた。それは、また、山本、大隅等の近代化政策に対する絶対主義勢力のまきかえし工作を意味するものであった。このことは、この会議が山県有朋の閥の系列をくむ保守官僚、軍閥、教育官僚によって占められていたことにもあらわれている。そして、寺内による学校の兵営化政策の中心的なものとして「兵式体操ニ関スル建議」が大正6年12月に同会議で可決されたのである。この「建議」は、実業補習学校をめぐる論争のなかでの山川健次郎の主張にもみられるように、軍事的な予備教育と潜在的兵力の確保、在営年限の短縮によって、労働力の不足を同時に解決することにその目的がおかれていた。<sup>9</sup>また、審議の過程において、兵式体操をめぐる教育、軍事の両観点から論争されたが、最終的に、「体育」の概念は、原案を提出した江木一之の学校体育を意味するという当初の意図をはなれ、軍事教育的目的を全面的に確認し、同時に、軍事教育の精神的領域をも担当する「徳育ヲ裨補シ併セテ」、軍事教育の知識技能的方面をも教授することによって「体育ニ資スル」ことと解釈されることになった。<sup>10</sup>

これは、やがて学校における軍事教練実施の布石となったのであるが、こうした軍事化政策は、「我国ハ北ハ北極ニモ進ンデ事ヲ為サントスル有様デアリマス、南ハ赤道直下ヲ越シテ働カウト云フ国運ノ大勢デアリマス、然ルニスノ如キ気候ノ変化アル土地ニ於テ之ニ能ク堪ヘ、国家ノ事業ニ従事シ得ル体格ガアルヨウナコトハ今日ハ認めラレヌ」<sup>48</sup>と端的に指摘されているように、第一次大戦後の軍事的進出に伴い、国民体力の低下問題に対する危機意識が強く働いていたことによるものであった。このように、臨時教育会議は、学校の兵営化を中心的な政策的観点としていたが、帝国主義

的發展のための「人材の合理的形成」の立場から、明治教育に特徴的であった注入主義的な教授法を批判せざるをえなかった。

同会議は、「児童ノ理解ト応用トヲ主トシ不必要ナル記憶ノ為ニ児童ノ心力ヲ徒費スルノ弊風ヲ矯正スル必要アリト認ム」と指摘し、「諸般ノ施設並ニ教育ノ方法ハ画一ノ弊ニ陥ルコトナク地方ノ実情ニ適切ナラシムル必要アリト認ム」<sup>49</sup>と述べている。

## (2) 原内閣による体育の自由化政策

米騒動によって瓦解した寺内内閣に代って大正7年9月に成立した原政友会内閣は、寺内以前の独占ブルジョアジーを代表する山本権兵衛、大隅重信らによって展開された近代化、自由化政策をおしすすめていった。

大正2年7月に成立した山本権兵衛内閣は、「政治経済上我国の教育を如何に改善すべきか、如何にすれば社会と接触し得るかに就て、根本的に研究調査」<sup>50</sup>するために教育調査会を設置したが、その委員の一人である高田早苗は、「将来の国民は立憲的世界的ならざるべからざるをもって能しく憲政及自治制の運用を会得せしめ列国と伍して克く親和角逐し得る政治経済的知識を与ふるの必要」<sup>51</sup>を強調し、「立憲的国民思想」の養成すべきことを主張している。<sup>11</sup>山本内閣の教育政策は、基本的には、「明治期における政策理念とブルジョアジーのそれとの矛盾のなかにあって、その決定因子を模索する段階」<sup>52</sup>であったが、「立憲的国民」教育の理念から、従来の認着した官僚統制的教育に批判を加えていった。また、大正3年4月に山本内閣の後をうけて成立した大隅内閣も、「今日最緊急要点は、自由独立の大精神大元気を涵養するにある」ことが教育の本質であるとし、伝統的教育を「忠君愛国も亦一の看板にして、其精神を教へざるなり。」「今日の教育家は、徒らに義務を教ふるも権利を教へず、偏頼の教育を施しつゝあり」<sup>53</sup>と批判し、近代的な帝国主義確立のための市場分割とその戦争を支持し、それに参加しうる国民資質の形成にその政策的意図をおいた。

ところで、これら近代化政策の延長線上にあった原内閣は、第一次大戦後の列強間の経済的競争に耐えうる人材開発のために、教育の自由化を推進し、原自身「近来総てが民衆化しつゝあるのは甚だ悦ぶべし。」また、「純然たる民衆的のものとは言ひ難きも、然も民衆化の産物」であるにもかゝらず、「学校教育は、尚ほ此の民主化傾向に順応せず、似えば音楽の如きも、三絃大鼓笛の如き、我が民衆音楽あるに、学校の唱歌音楽は、此の民衆的音楽とは没交渉なり、君が代の楽譜の如きは、優雅なれど民衆的にあらず、又教育勅語の如きも六箇敷き漢語を以て綴られたるものにて、民衆的にあらず」<sup>54</sup>と教育勅語の批判にまで及んだ。

また、実業家でもあった中橋文相も、「由来日本国民は自らの治むるの民に非ずして他に治めらるる民」であり、これは、「長き封建制度の余弊国民を駆って茲に致らしめたのである」<sup>55</sup>と旧来の枢密院、貴族院、臨時教育会議の教育理念を批判し、さらに、次のように述べている。

「斯る国民を有する国家は、到底今日の如き激烈なる国際競争の勝利者たる能はず。——中略——忠君愛国の教育主義は至極結構なるも教育の第一義は先づ完全なる人を造るにあり。夫には、憲政思想の普及を以て最善の手段となすべし。」<sup>56</sup>

これら、原の「立憲的教育」政策は、帝国主義諸国間の軍事的、経済的競争の激化、第一次大戦前後の生産技術、軍事技術の飛躍的な発展という新たな段階と深くかゝりながら、体育における国民体力の近代的、合理的資質の形成として展開されていった。「工場法」の制定（明治44年）以後、テーラー・システムにもとづいた科学的、近代的労務管理方式の導入による産業合理化政策は、生産技術の革新に対応した「国民能率」の名のもとに身体機能の再編を要求するにいたった。

倉敷労働科学研究所の設立（大正9年）に示されるように身体機能の「科学」的研究が、作業能率と疲労を主な対象としてすゝめられ、労働科学と体力科学が癒着する客観的基盤となった。そして、この労働の生産性向上の要求を背景に、軍事的にも、軍縮問題をかゝえながら「兵力」と「労働力」の同時的確保という矛盾を解決する必要にせまられていた。

「学校体操教授要目」（大正2年1月）は、この「身体機能」の近代的、軍事的再編を統一的に実現することが基本であったし、先の「取調委員会」と「合同調査会」で確認されたものであった。<sup>12</sup> 原による体育の自由化政策は、そうした時代的傾向の上に展開されたものであった。

文部省は、大正7年に「小学校の教授上児童をして一層自発的ならしむべき適當の方法如何」を諮問し、千葉県も同年6月に「児童生徒ニ自発的学習ノ習慣ヲ涵養スルニ最モ適切ナル具体的方策如何」を諮問している。これに対し、同県教育会は、「抑々児童ヲシテ自発的学習ノ習慣ヲ涵養シ自立的人格ノ基礎ヲ得セシメント欲セバ須ラク教育ノ全般ニワタリ之が具体的方策ヲ研究考案セザルベカラザル左ニ留意スベキモノ」として教材、教授法、設備等に言及し、教材は、児童の實際生活から選択し、創作的教材で補充すること、また、遠足旅行などには具体的方法を立て、自発的活動に留意すべきことを答申している。<sup>58</sup> また、同県の折原知事も県下の小学校会議において「今や欧米思想ノ輸入益々盛ナラムトス此ノ時ニ到リ徒ニ之カ排斥撲滅ヲ策スルハ固ヨリ採ラザル所ナレドモ国民性ノ長短文化ノ相違ヲ無視シテ唯是模倣及バザランコトヲ恐レ却テ彼ノ真意真相ニモ背反スルニ至ルガ如キハ最モ戒ムベキ所ナリ」と模倣に走りすぎる弊害を指摘しながらも、「体操科教授ニアリテハ教員ノ努力著シキモノアリ其ノ実績往々ニ見ルニ足ルモノアリト雖モ之ヲ県下全般ヲ通観スルトキハ個別的取扱、自由運動、鍛練運動ノ如キ研究ノ余地頗ル多シ」と教授方法、教材の改善が必要であることを指摘した。<sup>59</sup> さらに、東京市の教育研究部も大正10年に「体育衛生上に関する改善要項」を発表し、「体育改善」の事項として「体操遊戯に関する生理的根拠を明にし、其の自覚の下に運動せしむること」、「体操遊戯を課するに当りては児童各個の生理状態に応じて適當なる指導をなすこと」、「児童に対して過度の学習を要求し、又は過度の刺激を興ふるが如き奨励をなさざること」をあげている。<sup>59</sup>

山本、大隅、原等の一連の自由化政策が自由主義体育思想を成立させる主要な基盤となった。

### (3) 永井道明の国家主義と近代化論

「学校体操教授要目」の公布に中心的な役割を果し、大正期の体育の思想的基盤をおいたのが永井道明であった。永井は、教授要目の解説書ともいふべき「学校体操要義」（大正2年）において自らの思想を展開したのであるが、彼の体育思想の骨子となっているものは欧米列強に対する強烈な危機感に立った国家主義と社会ダーウィニズムであった。その点において樋口、谷本、高島等の帝国主義的体育思想とその機を同じくするものであった。永井の主張をみてみよう。

「文明時代に到りては、各人分擔の事業繁劇を極め、之れに應ずる身体の益々強健なるを要すると同時に、漸次自然生活に遠ざかり、精神を勞すること愈々多く、身体を養ふべき機会愈々少なきを以て、特別なる身体養成の手段を要すること、一層痛切なるものあり。——中略——翻つて思ふに、現時の我が帝国は既に昔日の帝国にあらず。夙に文明諸国の間に伍せりと雖も、而かも百事百物其の進歩の大に後れ居ること争ふべからず。即ち我が帝国民は此の際駈歩の大努力をなすにあらざれば、欧米列強に追及すること能はず。従つて斯かる大責任を有する国民の体格は、極めて強健ならんことを要すること論を俟たざるなり。

然り而して、我が国民の体格如何を顧れば、国民中最も壯健なるべき全国の壮丁は、其の検査に

於て、身体の虚弱なる者、若しくは病に罹れる者の勘がざることを證し、又最も元気なるべき青年を見るに、其の病気の銷沈し、其の体格の虚弱なる驚くべきものあり。惟ふに我が国民は、列強との競争上先づ体力に於て劣敗者たらざるなきか。誠に寒心に堪へざるなり。現時我が国民の体育が、一日緩うすること能はざる所以のもの、極めて明白なりと謂ふべし。<sup>60</sup>

こゝには、第一次大戦前後の欧米列強に対する焦燥感をうかがうことができる。この危機意識と焦燥感を軸に、彼は、(1)生命を尊重する上の自覚、(2)国力問題よりの自覚、(3)実用本体の認識から体育の必要を説き、「適者生存の原則は、進化学上如何なる生物も免るゝこと能はずと雖も、吾人人類は只自然の淘汰に放任して晏然たるべきにあらず。自ら進んで有らゆる人為的努力を盡し、以て適者の位置を占めざるべからず。而して、吾人の身体をして現時の状態に適應せしむる目的を以て、人為的に努力する所の特別の仕事」が体育であり、「生存競争の益々激烈となるに従つて」生命が自覚され、「国力とは国民の心力と体力とを原因とし財力と兵力とにて結果する。国民の心力と体力とは所謂国民の元気となり、財力は富国を意味し、兵力は強兵を意味する」が故に、「富国強兵の基本財産」としての「体力」が要求されると説く。<sup>61</sup>

永井にとって「個人」の身体的発達は、天皇＝国家＝社会に対するとき、はじめて「価値」と「意味」をもつものでなければならなかった。

「人の人たる所以の価値は、尚一面社会的方面より考察する必要あり。即ち吾人は、個人として完全なる心身を有する外に、社会公衆と協同一致して生活し得る心身を有せざるべからず。若し吾人の心身が、個人としては完全なるも、社会と協同すること能はざるが如きものならんには、人としての価値は皆無なりと謂はざるを得ず。<sup>62</sup>

したがって、体育の目的、内容の決定は、あくまでも天皇＝国家的立場に委ねられなければならない。彼は、「体操科の目的を達するに最も適当し最も有効なる運動のみを選択せざるべからず」と指摘し、その選択、決定は、「世界的、一国より言へば国家的、一府県より言へば府県的、一学校より言へば学校的」<sup>63</sup>である「普遍的」立場と「特に其の国家は何を必要とするか、又国家の方針は斯く斯くなれども、特に其の府県は何を要求するか」の「特殊的」立場からなされるべきであると主張している。<sup>64</sup>

「即ち広く世界を見、国家を見て、理想を立つると同時に、實際各自の境遇を考へ、之れに適切な教材を選択せざるべからず。——中略——先づ第一に、此の20世紀の世界の大勢を洞見し、次に国家即ち文部省の主義方針を知り、之れに従はざるべからず。」<sup>65</sup>

永井の明治体育批判と「個性」、「自覚」の主張は、国家主義の立場から「体力」形成の実質的な再編を意図していたのである。彼は、「我国の教育も余程進んで、諸外国の教育に比較してもあまり恥しくない様になったことは、寔に結構なことである。併しよく考へて見ると、内容上のことに至っては余程改善しなければならぬものがあらうと思ふ。其中でも体操科の如きは最も改善すべきもの、随一であらうと思ふ」<sup>66</sup>と指摘すると、もに、「体操遊戯とも其の精神主義を研究して之を選用するは、結構であるが、偏することは頗る悪い」<sup>67</sup>と批判し、さらに次のように述べている。

「従来の体操は人の身体を基礎とせないで他のことを基礎とした、器械を基礎として啞鈴を持ってやるから啞鈴体操、器械を持ってやれば器械体操として器械の為に子供を持って行く、所が今日はさういふことは段々棄てられまして、子供の身体を土台として此の身体には斯うする、是をやるといふ風に児童の身体を基礎として体操の工夫をする主義である、是は最初瑞典に於て考へられました、人は能く瑞典の体操と申しますが、何も瑞典に限ったところのものではない、児童身体のこと

とを基礎として考へまして、其の形式やり方などは第二に置いて、先づ以て児童の身体を考へる、言葉を換へて言へば則ち生理解剖等の原則に依り、心理上の原則に従つた体操、之が児童に適用するといふ風になる、——中略——我邦今日の有様は、此の体操科に於て迷ひの時より目が醒める時代に移る所の過渡期<sup>69</sup>である。

こうして、永井は、児童生徒の発達に応じ、「真に其の運動が自己の爲めに行はるゝこと、並に運動は生活上一日も欠くべからざるものなることを自覚せしむる<sup>69</sup>」と同時に、子どもの個性に即した教授を原則とすべきことを強調した。彼も明らかに、第一次大戦後の軍事的、実業的戦争を担う体力形成を自らの課題としたのであった。

#### （4）戦後体育経営論

永井にみられる「体力」問題にかゝつた危機意識は、第一次大戦後の体力問題の合理的解決を中心的課題とした戦後体育経営問題として大正8年前後に集中的に論じられることになった。

熊谷主膳は、「戦後教育の二大目標<sup>70</sup>」（大正7年）のなかで戦後体育経営について、次のように述べている。

「今次の欧州戦争に因つて、世界の地図が、如何に変化するかは、逆賭するに難い。しかし戦後において列強が鋭意国民の教育に力を注ぎ、殖産工業を盛んにし、軍備を充実して、国威を宣揚せんとするは、明らかな所である。」したがつて、「来る可き世界的経済の大戦争と、世界的武力との大闘争とに於て、優者の地位を得るには、今日に於て、普通教育と殖産工業に関する専門教育並に軍事教育に努むるより他ない。而して如上の教育に共通なる事項は、被教育者の脳力体力を旺盛ならしむることである。然るに若も此の緊切なる体育問題を等閑にすれば、千百の施設苦心も、効なきに終るとも限らない。自分は、民族上孤立無掃の境界に在る我が国民の教育に就ては、大に脳力体力の増進を奨め、然して極度の勉強に堪へしむるのが、其の要諦であると信ずる。脳力体力の増進、これ独立独行す可き運命に立てる国民の教育上、殊に留意す可き点であると云はなければならぬ。」

また、宮島幹之助は、「国家の進運は国民の強健に存し国民の強健は体育の奨励に基く然るに現下の状況を見るに轉た吾人の寒心せざる可らざる事実各種の方面に現はれつゝあり殊に近年に到りて最も注目すべき現象は国民の中堅たる青年壯年の死亡率漸く高まり壮丁検査の成績亦た歳を逐ふて劣悪を加ふるの傾向なり。——中略——即ち陸軍当局の調査報告に據れば明治29年より36年までの壮丁検査百に対し甲種合格39、83なりもの明治39年より43年に至る平均率は38、96を示し更に明治44年より大正3年に至る合格率は甚だしく減少して36、88を示せり要するに極めて短縮なる約20年間に於て甲種合格率斯くの如くの減退せるは国家の前途に対し断じて看過すべからざる事実と云ふべし<sup>71</sup>」と壮丁体位の低下問題の重要性を指摘し、戦後経営にとっていかに国民体力問題が大切であるかを次のように強調した。

「今日は戦後経営の方針を樹立すべき非常の秋にあらずや此の時国民の強健なる体力は実に吾が国家を泰山の安きに置く基礎にあらずや今頻りに論議せられつゝある戦後経営問題の如き何れ皆枝葉に属するものと云ふべき国家永遠の基礎たる国民健康問題の余りに閑却されつゝあるは余輩の痛嘆措く能はざる所なり。」<sup>72</sup>

第一次大戦後における帝国主義国間の軍事的、経済的競争の激化が予想されるにつれ、こうした壮丁体位＝国民体位の低下の主たる原因である劣悪な工場労働の実態は、無視しえないものとなった。富永たか子は、「労働問題と体育<sup>73</sup>」（大正9年）において「社会的不調和」が工場労働に起因するとして、次のように指摘した。

「今回の大戦は戦局の発展に伴ひ益々多大の兵力を必要と致しまして、遂に各国は皆数百万の男子を其の戦場に送りました。それが其の多くは労働者であります處から労働力の不足となり、一方戦争のこととして軍需品製造の多忙により、為めに生ずる労力の一大不足は悉く女子を以て補充するの途に出なくてはならないやうになりました。且つ女子にあつても戦時の非常なる物価騰貴と一家における男子出征による生計の困難とに余儀なくせられ、自ら出でて労働に従ひ、家計を助けざるべからざるに至つて、内外自他の原因相綜合して、以て俄に女子労働者を増大せしむるに至つた」のであるが、「労働生活は其れに随伴する悲惨なる傷害が之れを追ふて逃さはこそで、——中略——其の外工場生活に伴う疾病又は失業等、寄せては来る悲惨時を思ふの時、其の生活の不安定確實なる、誰か一人として泣かざるものがありました。かゝる社会的不調和の凶兆を如何に解決すべきや。」

彼女は、「社会的不調和」、労働問題の解決が「科学的体育法」による「国民能率の増進」に求められるとして次のように指摘している。即ち、諸々の労働争議において労働時間の短縮、労働賃金の値上げなどが問題になっているが、労働の本来の目的は、「経済的要求を満たさんが為の働きにして、若し労働をなしたる結果、体育的に効果あり且つ健康をかち得たりとするも、それは只だ労働が身体に影響を及ぼし、其の為したる働きが身体に適応したるためにして、其れが労働の目的であり、且つまた主要な効果でもなく、只だ副次的、第二次的の結果にすぎないのであります。」

労働賃金の値上げ、労働時間の短縮要求は、「我等労働者が人らしい生活を為さん為なるのみならず、国民能率の増進上更に今一つ熟考を煩したい為め」であり、「如何にして吾等の能率を増進せしめるかと云ふ時間に対する利用法を熟考」するためである。そして、「職業的運動による影響を善良化」するために「各工場に於て労働者が其の労働後、身体に適応する体育的設備と組織を計画実行され、之れを奨励すると共に労働者は自ら進んで之れを活かし、各己各自体に応ずる運動をなし、以て自己と工場の為めに其職務を十二分に盡し得るの体力を練られんことを祈つて切に止まないのであります。若しも斯くして其の恐るべき疾病を防ぎ、能率を一方向上して賃金を豊かにすることを得ば、亦一面労働問題の解決であり、我が第三階級の子孫の益々健全なるの兆にして吾人以て大に喜ばざるべからざる所であります。」

これら戦後体育経営論においては永井道明の論理にみられるように欧米列強との軍事、経済両面にわたる帝国主義的競争に勝利をうるための近代的で合理的な体力形成の方策をどうするか、問題の焦点であった。その立場から、富永のような「工場体育」や後に触れる「民衆体育」そして、体育方法の近代化が課題として意識されたのである。

富永は、「労働能率」＝「国民能率」という近代の労働観への転換とそれに対応した「労働者保護」のための「工場体育」の近代化を要求したことにおいて、一定の積極的意味を評価できる。だが、工場労働からくる「社会的不調和」が「国民能率の増進」によって解決されるとする論理のすりかえを背景に、「科学的体育法」は、「労働力」形成という労働政策的領域へと変質していったのである。

ともあれ、明治30年代以後の「新体育」論は体育の近代化政策、そして、永井の近代化論、戦後体育経営論等が相互にインパクトを与えながら、自由主義体育思想として創出されていった。

##### (5) 自由教育論と体育方法における「個別」化の志向

樋口、谷本等によって主唱された「自学主義」、「活動主義」教育は、大正初期において及川平治の「分団式動的教育法」あるいは沢柳政太郎による成城小学校の設立とその実践のなかで発展していった。

明治40年に明石女子師範付属小学校主事となった及川平治は、「為さしむる主義による分団式教授法」を主張し、ヘルベルト派教授理論の形式主義的教授に批判を加え、個別教授と一斉教授を統一させることを目的とした「分団式教授」を講想した。<sup>13</sup>彼の「為さしむる主義」の教育とは、いかなるものであったのか。それは、(1)児童の直接経験を尊び児童自身の判断に訴える教育、(2)児童の独自の活動、自動的仕事を激励すること、(3)特に体業を尊重す、之に因て実用的道徳的美的身体的陶冶をなすこと、(4)各教科の教育は作業に連絡すること、特に筋肉運動を要するものを尊ぶべきこと、(5)為すことに因りて知識を取得し為すことに因りて真理の確信を増し為すことに因りて人類の貢献者たることを自覚せしむること、を理念としていた。

そして、学級を学習過程の基本的集団としてとらえ、生活経験を軸に自律的、主体的な学習活動によって知識、技能を習得し、人格を發展させるという教育の個別化をねらいとしたことは、体育方法にとって極めて示唆に富むものであった。

この教授法は、大正元年に「分団式動的教授法」、大正4年に「分団式各科動的教授法」として公にされ、大きな影響を与えた。また、沢柳政太郎は、小西重直、長田新、野口援太郎等とともに、大正6年4月に成城小学校を設立し、画一主義的、形式主義的教育に批判を加え、「個性尊重の教育」、「自然を親しむ教育」、「心情の教育」、「科学的研究を基礎とする教育」という四つの教育理念のもとに自由教育を実践した。そして、体操は、全身運動を主体とした作業などの「統合」のなかで自然研究と同時に、実践されたのである。

こうした自由主義体育は、長野県においても実践されていったが、長野師範付属小学校の訓導杉崎瑠は、教育の場を教室に固定することなく、子どもが「心ゆく」生活を送る場所である野や山を選び、体育の学習を展開している。

「子どもは毎日此処に来て飛び廻り、はねまわり、毎日その堀を飛び越して遊んでいた。今日は昨日より広い所を飛び越そうと努め、明日は更に又と、だんだんと広い所を渡ろうと努めている。その結果体育が非常に進んだ。」<sup>14</sup>

これら、自由教育運動とその思想的影響のなかで「個性」的体育の理念から、従来の内容、方法が批判されていった。<sup>15</sup>

たとえば、藤井仁作は、「現今の体育及体育界の欠陥」<sup>16</sup>（大正7年）において「現今及将来の体育は、只身体の健康力を保護するといふ肉体そのものの鍛練だけでは物足らぬ」と鍛練主義を批判し、「結局現代及将来の体育は人間を作ると云ふことが至上目的でなければならぬ。要約すれば体育のための体育でなければならぬ。」そのためには、「教材の選択排列に深甚の注意を払はねばならぬ」ず、男女の性別を尊重した教授方法が必要であると述べている。藤井にあっては、児童の発育、発達に対応した教材化の重要性とともに、伝統的な鍛練主義の理念が「人間」の形成という観点から批判されたことは注目に値する。また、三橋喜久雄は、「体育科励行の要諦」<sup>17</sup>（大正7年）のなかで体育を「最も偉大なるべく人格養成の上からして、之が大切の一大要素である所の強健なる身体旺盛の元氣と云ふものを、特殊的に養成せねばならぬと云ふ、即ち意識的なる然も之が系統的なるべき特別の手段」であると規定し、その立場から、「教育は対象なるべき児童生徒の心身的両方面の境遇に立脚して、其教材の選択さるべきものである」と主張するとともに、子どもの発育、発達を無視した体育教授の実態を次のように批判した。

「申す迄もなく軍隊に於ける体操教範なるものは、我壯丁殊に其中でも強健なる軍人に属するものに施す所のもので学校児童或は生徒の如く未だ幼稚にして、然も年令の差異が軍隊に於けるなど

と比較にならぬ多くの差異のある学校に軍隊其儘の体操を何れの児童生徒にも、取り授けると云うことが、至当でないと言ふことは、一考を要せずして明瞭なる問題である。」それにもかかわらず、「往々教師の中に軍隊に於ける体操材料を其儘学校体操に用いて居ると言ふことは、全く体育体操なるものの本義を解せざる盲者の妄事であると云って差支ないやうである。」

「最も神聖なる神の子、大切なる人の愛児、将来に最も囑望すべき学校児童に、ただ一個の主観的材料或は殺那流行的の思ひ什材料などを以て施すと云ふことは慎重なるべき教育の仕事から見て誠に許すべからざる事である。」しかも、「最も活動性に富み進んで大に其体操器械を使用したく熱望する児童に於て30、40他の学友の使用を俟って、始めて己が使用し得ると云ふやうな状態では到底活動欲を充すこと能はずして、何等か各自の欲す所の活動的に出でんとするは、何も不思議なることにあらず、元来教育教授の仕事は児童の境遇を整理して之を善導すべきなりと云ひつつ、児童が悪戯を始めざるべからざるが如き境遇を作り置くこと誠に教育本義の上より見易き誤りなりと云ふことは明瞭である。」

他方、体力を文化の発達との相関において握把し、「個性」的体育を主張したのが村地長孝であった。彼は、「体育管見」<sup>79</sup>（大正10年）において国家の栄枯盛衰は、その国民の文化程度によって決定され、「文化の基礎となるべき各個人の体力が、其智力、徳力と相俟って充実して居るのでなければ、所謂文化なるものも、単なる表面的の幻影にすぎない。此に於いて体育若くは衛生といふ事が、一国文化の発達過程に於ける有力な部面を負担する事となる」と述べ、さらに、次のように主張している。体操科教授においては、「ただ一斉教授のみが多過ぎて真に児童の体質に適した考案と云ふものが施されて居らない」状況である。その例として、「体育の優良な学校と云えば、型に箝った様に軍隊式の方法に力を注いでいる。軍隊教練などの如き厳格なる規則の下に、斉然と挙措するものも、体育の一方法たるを失はぬ。けれども、それは学校体育の全部ではない。勿論主要部でもない。」また、「如何に体育の献立がよく出来、如何に少人数の筋肉が隆々と発達し、如何に優秀なる少数の選手が出来たからとて、それだけでは何等体育界の誤りとなすに足らぬ。体育は飽くまでも科学的で、そして飽くまで个性的で、各個人の体質に相当せる発達向上を十分ならしめる手段たる事が、主眼でなければならぬ。」したがって、「私は自分の主義として、学校体育は、横に連ぬべきものではなくして、縦の関係を第一の主眼とせねばならぬ事を強調したい。いふ心は、現在の学校体育は、横に同学年生を一括した、画一的な方法に囚はれて居るが、私は縦に一個人の発達段階を考察せる個性的なものにならざるべからざる事を主張するに在る。」

これらの批判論にみられるように、「個性」といった児童中心主義的な方法理念が、次第に教授—学習過程における基本原則として確認されていくことになるが、他面、兵式体操に象徴される画一主義、形式主義がいかに根強く体育実践を支配していたかの反証でもあった。

「私の体操授業参観に当り、第一の主眼点とするのは、児童各児に対して、教師の個別的的精神が如何に実現されているかということである。併し遺憾ながら多くの場合この期待は裏切られるのみか、教授者の研究そのものにすらこの精神が欠如して居る。教師の号令の下に、一指乱れざる形式でやった事、それが賞讃的となっている事実は、まだ我国体育界の低劣幼稚である事を証明して居るといっていい。而してかくの如き不見識なる現状に対する大部分の責任は教授者にあると云はねばならぬ。——中略——規律、服従、共同体が体操科教授の要旨に属するは云ふまでもないのであるが、此の目的に余り重点を置きすぎ、彼の軍隊的形式を以て学校体操の標準と考へて居るものが居る。この種類の人はいむしろ個別的取扱ひを以て罪惡視して居るかも知れぬ。まことに時勢後れ

の話であるが現にそういう実例が、所謂優良学校の中にすら往々見受けるから驚くの外ない。」<sup>78)</sup>

## ま と め

明治30年代以降の体育改造運動とその思想は、度々指摘したように、日露戦争を契機に世界帝国主義諸国間の市場＝領土分割競争に登場した日本にとって要求される活動的、能動的人間の形成にとり、実用主義的観点から体育の近代的、合理的再編が政策決定の側のみならず、体育研究者、実践者においても、まさに緊急の課題として意識されたからにほかならなかった。そして、その思想的課題は、明治維新以後森有礼によって政策的根柢を与えられ、ヘルバルト派教育理論にもとづき思想的に裏付けられた教授法の正統派的パターンである形式主義、権威主義からどう脱却させうるか、ということであった。その意味において、明治30年代から大正初年代までは、社会ダーウィニズムの観点から変容をとげた「近代」的体育思想による啓蒙期であった特徴づけることができる。

## 引 用 文 献

- 1) 今村嘉雄「日本体育史」金子書房，昭和26年，P.164所収
- 2) 中野光「大正自由教育の研究」黎明書房，昭和44年，P.52所収，傍点引用者
- 3) 中野，前掲書，P.52所収，傍点引用者
- 4) 井上一男「学校体育制度史」大修館，昭和48年，P.40，ひらがな文をカタカナ文とした。
- 5) 今村，前掲書，P.248所収，傍点引用者
- 6) 「学校改良論」（「現代教育学5，日本近代教育史」岩波書店，昭和37年，P.132所収）
- 7) 稲垣忠彦「明治教授理論史研究」評論社，昭和41年，p.442  
明治10年代の「開発教授」，明治20年代以後のヘルバルト派教授理論の移入と変容の過程に詳しい分析がなされている。
- 8) 「茗溪会雑誌」明治29年7月，p.112，（中野，前掲書，p.23所収）
- 9) 同誌，p.112
- 10) 「統合主義新教授法」明治32年，p.36～37，（中野，前掲書，p.29所収）
- 11) 「茗溪会雑誌」明治30年1月，p.3，（中野，前掲書，p.29所収）
- 12) 「統合主義新教授法」，p.52，（中野，前掲書，p.30所収）
- 13) 今村，前掲書，p.156所収
- 14) 今村，前掲書，p.157～158所収
- 15) 「茗溪会雑誌」明治28年10月，p.25（中野，前掲書，p.24所収）
- 16) 「統合主義新教授法」，p.52，（中野，前掲書，p.30所収）
- 17) 今村，前掲書，p.209所収
- 18) 高島平三郎，同書，育英舎，序文p.2～3
- 19) 同書，p.96
- 20) 同書，p.147
- 21) 同書，p.147～149

- 22) 同書, p.7, 傍点引用者
- 23) 同書, p.96
- 24) 同書, p.36
- 25) 同書, p.97
- 26) 同書, p.99~118
- 27) 同書, p.157
- 28) 同書, p.158~159
- 29) 同書, 凡例, p.2
- 30) 同書, p.38
- 31) 同書, p.39
- 32)33) 同書, p.45
- 34) 同書, p.31
- 35) 同書, p.33~34
- 36) 体育研究会編「体操遊戯講演集」大日本図書, 明治43年, p.164
- 37) 同書, p.166~167
- 38) 同書, p.191
- 39) 同書, p.191
- 40) 同書, p.231
- 41) 同書, p.296~297

その他, 佐々木吉三郎は「体操の原理及教授法」のなかで生理学上の原則を無視して「兵隊さんのやって居るのを幼稚園の生徒もやって居る。斯う云ふ体操案では凡そ吾々の教へて居る外の学科にそんな課業はありはしない。余り是は後れて居る」(同書, p.18)と批判し,「私の望む所は, 器械的な瘠我慢でなくして温情に富んだ人情の厚い教授の方法を執って載きたい」(同書, p.72)と述べている。また, 小野泉太郎は,「従来, 体操科に対しまする生徒の考は, 概して厭がるといふことを免れない。——中略——其厭がる原因は種々ありませうけれども, 高尚なる趣味性を養って置くといふことが不足して居るといふやうなことは大なる原因」であり,「一番大事なことは教師自らが体操科といふものに対しての趣味を高尚にしなければならぬ。従って, 其感化を生徒に及ぼして行くやうにすることが必要であります」(同書, p.146)とも主張している。

- 42) 高島, 前掲書, p.127
- 43) 高島, 富永岩太郎「体操及遊戯法精義」前編体操之部, 同文館, 明治40年, p.59~60
- 44) 中野, 前掲書, p.83~84参照
- 45) 中野, 前掲書, p.77参照
- 46) 宮川透「近代日本思想の構造」東大学術叢書, 昭和38年, p.178
- 47) 同書, p.178
- 48) 海後宗臣「臨時教育会議の研究」東京大学出版会, 昭和35年, p.172
- 49) 中野, 前掲書, p.111所収
- 50) 文相奥田義人の委員へのあいさつ。「教育時論」大正2年7月15日, 第1017, p.25~26  
(海老原治善「続現代日本教育政策史」三一書房, 昭和42年, p.13所収)

- 51) 「教育時論」大正2年11月25日，第1030，p.38，（海老原，前掲書，p.38所収）
- 52) 海老原，前掲書，p.16
- 53) 「教育時論」大正3年7月25日，第1054，p.29，（海老原，前掲書，p.17）
- 54) 「教育時論」大正7年12月15日，第1212，p.42，（海老原，前掲書，p.44～45）
- 55)56) 「教育時論」大正7年10月15日，第1206号，p.27，（海老原，前掲書，p.44所収）
- 57) 竹ノ下休蔵，岸野雄三「近代日本学校体育史」東洋館出版社，昭和34年，p.122
- 58) 竹ノ下，岸野，前掲書，p.122所収
- 59) 「体育研究」大正10年，第27号，p.29
- 60) 永井道明，同書，大日本図書，p.4～6
- 61) 永井道明「体育講演集」健康堂体育店，大正6年（初版大正2年）p.302～304
- 62) 「学校体操要義」，p.661
- 63) 同書，p.24
- 64) 同書，p.25
- 65) 同書，p.25～26
- 66) 「体操講演集」，p.94
- 67) 同書，p.38
- 68) 「体操講演集」，p.136～137
- 69) 「学校体操要義」，p.661
- 70) 「体育研究」大正7年，第2号，p.16
- 71) 「体育研究」大正7年，第3号，p.8，「体育励励論」
- 72) 同誌，p.3
- 73) 「体育研究」大正9年，第3号，p.12～13
- 74) 中野，前掲書，p.140参照，彼の実践は，後に「気分」教育とよばれるものであった。
- 75) 「体育研究」大正7年，第4号，p.4～7
- 76) 「体育研究」大正7年，第3号，p.20～33
- 77) 「体育研究」大正10年，第35号，p.6
- 78) 「体育研究」大正10年，第3号，p.8～9，「体操教授と個別的取取扱」Y・K生

## 注

1. 大正自由主義体育論について思想史的検討が加えられた研究は，なお不在である。竹ノ下，岸野「近代日本学校体育史」，今村嘉雄「日本体育史」，竹ノ下「体育五十年」(時事通信社，昭和25年)，また，成田十次郎編「体育史」(世界教育史体系31，講談社，昭和50年)のいずれにおいても思想的評価は，なされていない。本稿では，主要な体育思想家のみならず一般の実践者が時代思潮をどう受けとめ，体育思想として移しかえて行ったのか，その過程を追うことを意図した。なお，入手困難な資料，文献については，所載されている文献を記した。
2. 近代体育の成立契機と体力政策との歴史的関係およびその特質については，「学校体育における教科構造の変革（Ⅳ）——特に「体力政策」の系譜とその分析を中心として」(和光大学人文学部紀要(3) 1968)において若干の考察を試みた。
3. 高島等委員による「取調委員会」の報告書とも云うべき「体育之理論及実際」(明治39年)においては，体育

を「精神の快活・従順・果斷・沈着・勇氣・忍耐の諸徳を養ひ、注意・觀察・思考・斷定・想像の諸作用を進むること」と規定し、「教育者は被教育者に課するに際し、善く其の心状を察して、健康如何に注意し、あらゆる運動に於て健康を増進して、快活の心を養はしめんことを期すべきなり」と指摘している。新しい時代を迎え、あらゆる状況下でも「果斷」で、しかも「沈着」に「忍耐」強く物事を処理していく能力が要求されるようになったことがうかがえる。(国光社、明治39年、p.28~29)

4. 樋口は、長野県諏訪の出身。明治28年3月に東京師範学校文学科を卒業し、同校付属小学校の一年生を担当した。
5. 谷本は、体育を教育の範疇においてとらえることを全面的に承認したのではなく、国家的教育に従属した体育を要求したとみるべきであろう。
6. 高島については、木村吉次「日本近代体育思想の形成」杏林書院、昭和50年、p.192~199参照、木村にあっては、高島の国家主義とリベラリズムの矛盾が何に原因するか、その分析が欠落している。なお、引用は、カタカナ文をひらがな文とした。
7. その他、浮田和臣(1859~1945)は、「帝国主義の精神を以て人民を教育」という社会ダーウィニズムの立場から、人口の膨張にともなう生存の確保を基本にすえ、日本の帝国主義的發展を積極的に支持する論理から知識の注入主義を排し、体育と技術教育を中核的教科に位置づけることを強調している。
8. 大正デモクラシーについては多くの研究があるが、松尾尊充「大正デモクラシー」岩波書店、昭和49年を参照
9. 山川は、「小学校ニ於ケル所ノ児童ニモ軍事教育ノ事ヲモウ少シ盛ニシタイト私ハ考ヘテ居ル — 中略 — 有事ノ日ニ當ッテハ教育ノナイ者ヲ訓練スルヨリハ幾分カ学校デ習ッテ軍事教育ノ素養ガアルカラシテ兵ニ仕立テルニ都合が好イ、即チ兵隊ニ為ルヤウナ者ヲ沢山拵ヘテ置クト云フコトガ甚ダ必要デアリハシナイカ」と述べている。海後宗臣「臨時教育會議の研究」東京大学出版会、昭和35年、p.153  
この建議は、教育勅語によって次第に影をひそめていった森有礼による精神教育的な兵式体操の意図を否定し、軍事教育上の制度的、内容的な整備、拡充を目的としていた。
10. 論争の経過については、海後宗臣 前掲書p.925~927参照
11. 調査会は、渋沢栄一(第一銀行)、豊川良年(三菱銀行)、中野武宮(東京商工会議所会頭)などのブルジョアジーのほか、鎌田栄吉(慶応)、成瀬仁蔵(日本女子大)、そして、高田早苗(早稲田)等の私学系、官学系の自由主義者菊地大麓で構成され、明らかに臨時教育會議とは異質の性格をもっていた。
12. 同要目は、体操科教授の要旨を(1)身体各部を均等に發育せしむること、(2)各機能を完全に發育せしむること、(3)動作を機敏耐久にし、精神を快活剛毅ならしむること、(4)規律を守り、協同を尚ぶ習慣を養ふこと、と規定し、近代化と軍事化の二軸の原理は、「体操・教練・遊戯・擊劍及柔術」という教材構造に反映されている。
13. この分団式は、ジョーンズ(O. M. Johnes; Teaching Children to Study. The group system applied. 1906)からの示唆もあったが、明治前期の単級小学校における教授法を積極的に評価、継承し、集団と個を教授過程において統一しようとする立場から創造された。
14. 中村春二によって設立された成蹊小学校でも「自主自律」、「自奮自励」の教育理念をかがげ、「夏の学校」を開き、統合主義教授と同時に、鍛練主義的な体育が実践されている。
15. 19世紀~20世紀初頭にかけて帝国主義的發展を示した欧米諸国では、形式的、訓練的なスエーデン体操が批判され、身体的自然を原理とした「自然体育」などの、いわゆる「新体育」が提起された。ドイツ、オーストリーではガウルホーファー、シュトライヒャーなどが子どもの發育・發達に応じ、子どもの生活と結合した個性的な体育を主張した。また、デンマークでは、ブックがスエーデン体操を批判し、身体の柔軟性、力、器用

さを原理とした「ブック体操」を創案し、アメリカでは、ウッド、キャシディ、ヘザーリントンなどが子どもの発育・発達・個性を重視したスポーツ、遊戯教材による児童中心の体育を主唱した。自由主義体育思想の成立、展開にとって、これら欧米の新体育論の影響を看過できないことは指摘するまでもない。

#### 参 考 文 献

- (1) 海後勝雄，広岡亮蔵「近代教育史Ⅱ」誠文堂新光社，1953
- (2) 阿部彰「大正期における教育政策の成立(1)」東北大学教育学部研究集録，第1号，1969
- (3) 真行寺郎生「近代日本体育史」浅見文林堂，昭和10年
- (4) 信夫清三郎「大正デモクラシー史」全3巻，日本評論社，1967
- (5) 南博「大正文化」勁草書房，昭和40年
- (6) 山本信良，今野敏彦「近代教育の天皇制イデオロギー 明治期学校行事の考察」新泉社，昭和49年
- (7) 田村栄一「ナショナリズムと教育」東洋館，昭和39年
- (8) 井野川潔，川合章編「日本教育運動史Ⅰ 明治・大正期の教育運動」三一書房，昭和35年
- (9) 佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式的形成過程」教育学研究，第30巻，3号，昭和38年